

公益財団法人千葉県建設技術センター入札約款

平成 27 年 7 月 1 日制定

令和 7 年 6 月 1 日最終改正

(目 的)

第 1 条 公益財団法人千葉県建設技術センターの発注に係る工事又は製造の請負、工事用材料の買入れ及び調査、測量、設計、管理等の委託の契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、公益財団法人千葉県建設技術センター財務規程その他諸規程等に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第 2 条 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において設計図書、仕様書、契約書案等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、別記第 1 号様式により作成し、封かんの上、入札者の氏名を表記し、通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは別記第 2 号様式による委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に別記第 3 号様式による誓約書を提出しなければならない。

5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、公益財団法人千葉県建設技術センター財務規程（以下「財務規程」という。）第 53 条第 2 項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

7 入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札辞退)

第 3 条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときはその旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあつては、別記第4号様式による入札辞退届を理事長に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

（公正な入札の確保）

第3条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号 以下「独禁法」という）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。
- 4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者の入札意思をさぐる行為をしてはならない。

（入札の取りやめ等）

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

- 2 入札参加者が一人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

（無効となる入札）

第5条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合であると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

- (9) 入札手続において必要とされた書類に重大な不備があると認められた者のした入札
 - (10) 競争入札（一抜け方式）において、予め定めた開札順序により先に落札者となった者のしたその後の入札
 - (11) 低入札価格調査において、事情聴取に協力しない者及び調査報告書の提出に代わる届出をした者及び理事長から指示された書類を規定の期限までに提出しない者のした入札
 - (12) その他入札に関する条件に違反した入札
- (失格となる入札)

第5条の2 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札
 - (2) 再度の入札において、1回目の入札の最低価格（失格及び無効となったものを除く。）を上回る金額の入札
 - (3) 低入札価格調査において失格とされた入札
- (保留)

第6条 開札後、次の各号のいずれかに該当する場合においては、落札決定を行わず、入札を保留とする。

- (1) 低入札価格調査制度における低入札価格等に関する調査が必要なとき
 - (2) 理事長が特に必要と判断したとき
- (落札者の決定)

第7条 工事又は製造及び設計、測量、調査等の委託業務に係る入札においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、設計、測量、調査等に係る委託業務で、予定価格が1千万円以上の委託業務のうち、建設工事等に係る委託業務の低入札価格調査実施要領第4条に定める調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「調査対象者」という。）があるときは、その者により契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされると認められる調査対象者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項ただし書の場合において、契約の内容に適合した履行がなされると認められる調査対象者がいないときは、調査対象者以外の者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 工事用材料の買入れ及び委託業務（第1項で規定する業務を除く。）に係る入札においては、最低価格をもって入札した者を落札者とする。

（同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定）

第8条 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（再度入札）

第9条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、再度入札の回数は、原則として1回までとする。ただし、第7条第1項ただし書の規定により調査した結果、調査対象者を落札者としない場合であって、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、理事長が指定する日時において再度の入札を行う。

2 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者又は第7条第1項ただし書の規定により落札者とされなかった者以外の者とする。ただし、入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

（契約の締結）

第10条 落札者は、落札決定の日から7日以内に当該契約を締結しなければならない。

ただし、理事長の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が、前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

（契約の保証）

第11条 工事又は製造の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、理事長が特にその必要がないと認めたときは、この限りでない。

（1）当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、理事長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

（2）当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(4) 契約保証金の納付

(5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(異議の申立て)

第12条 入札をした者は、入札後、この約款、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第13条 理事長は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

<参考条文>

公益財団法人千葉県建設技術センター財務規程（抜粋）

第53条 次の各号の一に該当するものは、一般競争入札に参加することができない。

- （1）未成年者（法定代理人の同意を得た者を除く。）
- （2）成年被後見人、被保佐人及び契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人並びに破産者で復権を得ない者
- （3）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- （4）禁固以上の刑に該当する犯罪により、公判に付せられ、判決確定に至るまでの者

2 次の各号の一に該当すると認められた者を、その事実があった後、2年間、一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- （1）契約の履行にあたり、故意に工事を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為があった者
- （2）競争入札に際し、その公正な執行を妨げたもの又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （3）競争加入を妨害し、又は落札者が契約を結ぶこと若しくは契約を履行することを妨害した者
- （4）検査又は監督の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- （5）前各号の事実があった後2年を経過しない者を契約に際し、代理人、支配人その他使用人として使用した者

（中略）

第67条 第53条、第55条から第65条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。